

# 労務費の4割、ダンプ損料の6割が、元請・中間業者にピンハネされています

**元請任せでは、単価は改善しない  
公契約条例・使用促進で改善を**

ダンプがもらえるはずの積算直工費は、5万円以上です。しかし、貰っている単価は3万3千円です。

発注者の決まり文句

「**民契約に介入できない**」

国や神奈川県では、建設職人の健全な育成を図る為に、社会保険未加入対策を強化し、さらに積算労務費を大幅に引き上げました。

しかし、私たち全国唯一のダンプの労働組合「建交労全国ダンプ部会」の調査では、ダンプ単価の引き上げは、ほとんどされておらず、労務費の4割、ダンプ損料の6割が、元請・中間下請けにピンハネされていることがわかりました。つまり、本来直接ダンプに支払われ、交通安全・労働者の健全な育成に使われるべき積算単価が搾取され、赤字の穴埋めなど、目的外に使用されています。

毎年私たちは神奈川県に、単価改善を要求していますが、ダンプ労働者への労務費調査を依頼しても、国と歩調を合わせるだけで、独自の調査を行おうとしません。この姿勢は「民契約には介入できない」から面倒なことにはフタをしているとしか見えません。県民の税金で行われる発注工事で、労働者の実態や交通事故の多発を問題視しながらも、調査すらしないのは、まさに「無責任」であり、「不作為」です。

**公契約条例制定・交通安全団体の使用促進強化が、改善への近道**

この問題を直視し、川崎市・相模原市・厚木市では「公契約条例」を制定し、公共工事で働く労働者の最低単価を条例で決めています。しかし県は、未だ未制定です。また、ダンプ規制法に基づく、交通安全団体のダンプの優先使用についても、国の指導事項と比べ、非常に温度差があり、元請業者による「使用促進拒否」の回答の逃げ道を与えてしまっています。早急に公契約条例制定と併せて「現場説明書」を国と同じ文書に改定し使用促進強化を図るべきです。

ダンプ1日1台あたり

	積算単価	ダンプがもらっている単価	
燃料代 (76ℓ)	9500円	9500円	100%
ダンプ損料	22320円	10030円	45%
労務費	18900円	12000円	63.5%
タイヤ代	1463円	1463円	100%
雑費 (まるめ)	7円	7円	
<b>合計</b>	<b>52190円/日</b>	<b>33000円</b>	<b>63.2%</b>

**元下関係の中で、約20000円/日がピンハネされています**

国交省の「指導事項」と神奈川県の「現場説明書」の温度差が指導拒否の逃げ道をつくっています

国交省

「ダンプ規制法の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」

神奈川県

「ダンプ規制法を遵守し、同法第12条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めて下さい」

**建交労神奈川ダンプ支部**

2015年01月05日  
全日本建設交運一般労働組合  
神奈川ダンプ支部  
TEL 045-662-2340